

## 資料－２ 景観法の施行状況について（平成18年4月1日現在）

### ◇景観行政団体 214 地方公共団体

- ・法に基づく景観行政の仕組みを推進する主体。
- ・法定の景観行政団体は、都道府県、政令市、中核市。
- ・その他の市町村は都道府県との協議・同意により景観行政団体となることが可能。（現在116市町村）＜一覧については別表のとおり＞

### ◇景観整備機構 6 法人

景観行政団体とともに良好な景観形成に取り組む主体（NPO 法人や公益法人）で、景観行政団体の長が指定。

- ・京都市：財団法人京都市景観・まちづくりセンター（平成17年5月指定）
- ・茨城県：NPO 法人茨城の暮らしと景観を考える会（平成17年6月指定）
- ・茨城県：社団法人茨城県建築士会（平成17年7月指定）
- ・茨城県：社団法人茨城県建築士事務所協会（平成17年9月指定）
- ・長野県：社団法人長野県建築士会（平成17年10月指定）
- ・静岡県：社団法人静岡県建築士会（平成18年2月指定）

### ◇景観計画策定済の景観行政団体 13 団体

- ・滋賀県近江八幡市（平成17年7月）
- ・神奈川県小田原市（平成17年12月）
- ・長野県（平成17年12月）
- ・京都市（平成17年12月）
- ・神戸市（平成18年2月）
- ・大阪市（平成18年2月）
- ・滋賀県大津市（平成18年2月）
- ・長野県小布施町（平成18年3月）
- ・岩手県一関市（平成18年3月）
- ・岐阜県各務原市（平成18年3月）
- ・兵庫県伊丹市（平成18年3月）
- ・青森県（平成18年4月）
- ・神奈川県秦野市（平成18年4月）

### ◇景観地区（準景観地区） 12 地区

- ・沼津市 1 地区
- ・京都市 10 地区
- ・倉敷市 1 地区

※上記地区はいずれも、旧美観地区を景観法整備法附則第2条に基づき、景観地区とみなしたもの

[別表]景観行政団体である地方公共団体

平成18年4月1日現在(国土交通省調べ)

都道府県	指定都市	中核市	その他の市町村			
北海道	札幌市	旭川市 函館市	東川町			
青森県			青森市			
岩手県			平泉町	盛岡市	一関市	
宮城県	仙台市					
秋田県		秋田市				
山形県			酒田市	鶴岡市		
福島県		郡山市 いわき市	舘岩村	三春町		
茨城県			つくば市	守谷市		
栃木県		宇都宮市	日光市	小山市	那須町	
群馬県			伊勢崎市	富岡市	高崎市	
埼玉県	さいたま市	川越市	戸田市 川口市	八潮市	草加市	秩父市
千葉県	千葉市	船橋市	市川市 佐倉市	市原市	我孫子市	柏市
東京都						
神奈川県	川崎市 横浜市	横須賀市 相模原市	真鶴町 秦野市 逗子市 箱根町	平塚市 鎌倉市 藤沢市 大和市	小田原市 葉山町 茅ヶ崎市	大磯町 湯河原町 座間市
新潟県		新潟市	新発田市			
富山県		富山市				
石川県		金沢市				
福井県			小浜市	大野市	勝山市	福井市
山梨県			山梨市 甲州市 小菅村	韮崎市 市川三郷町	南アルプス市 早川町	北杜市 富士河口湖町
長野県		長野市	小布施町			
岐阜県		岐阜市	各務原市 可児市	多治見市 下呂市	中津川市 大垣市	美濃市
静岡県	静岡市	浜松市	熱海市	富士市	三島市	
愛知県	名古屋市	豊橋市 岡崎市 豊田市	犬山市	長久手町		
三重県						
滋賀県			近江八幡市	大津市	高島市	彦根市
京都府	京都市		宇治市	南丹市		
大阪府	大阪市 堺市	高槻市 東大阪市				
兵庫県	神戸市	姫路市	伊丹市			
奈良県		奈良市	橿原市			
和歌山県		和歌山市				
鳥取県			倉吉市			
島根県			松江市	津和野町	大田市	
岡山県		岡山市 倉敷市	早島町	新庄村		
広島県	広島市	福山市	三次市	尾道市	呉市	
山口県		下関市	萩市	宇部市	光市	
徳島県			上勝町	三好市		
香川県		高松市	直島町			
愛媛県		松山市	大洲市 新居浜市 西予市 内子町	今治市 西条市 東温市 伊方町	宇和島市 伊予市 上島町	八幡浜市 四国中央市 松前町
高知県		高知市	桮原町			
福岡県	北九州市 福岡市		志摩町			
佐賀県			佐賀市	嬉野市	唐津市	
長崎県		長崎市				
熊本県		熊本市				
大分県		大分市	別府市	由布市	臼杵市	宇佐市
宮崎県		宮崎市	日南市			
鹿児島県		鹿児島市				
沖縄県			石垣市			
47都道府県	15政令市	36中核市	116市			